

2-6 浄化槽保守点検業の登録手続について教えてください。

1 浄化槽保守点検業登録とは

新潟県内（但し、新潟市内を除く。）を営業区域として浄化槽の保守点検を業として行う場合は、「新潟県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例」（以下「県条例」という。）に基づき県知事の登録を受けなければなりません。また、新潟市内を営業区域とする場合は、「新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例」（以下「市条例」という。）に基づき新潟市長の登録を受けることとなります。

なお、これらの条例は、浄化槽法第48条を根拠として制定されています。

2 県条例に基づく登録手続

(1) 登録の主な要件

ア 条例第5条第1項各号の欠格要件に該当しないこと。

イ 県内に営業所を設置し営業所ごとに専任の浄化槽管理士が置かれていること。

ウ 営業しようとする市町村に係る浄化槽清掃業及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可を自ら有しているか、これらの許可業者との業務提携が得られていること。

(2) 登録期間

5年間

(3) 登録手数料

ア 新規登録 35,000円 ※新潟県収入証紙を登録申請書に貼付します。

イ 更新登録 33,000円

ウ 変更登録 33,000円（営業区域を拡大しようとする場合）

(4) 提出書類

提出書類	備考
(別記様式第1号) 浄化槽保守点検業者業登録申請書	
(別記様式第2号) 誓約書	
(別記様式第3号) 器具明細書	
(別記様式第4号) 業務提携証書	
(別記様式第5号) 略歴書（法人の役員・本人・法定代理人 法定代理人である法人の役員）	役員全員分
(別記様式第6号) 浄化槽受託基数一覧表	
(別記様式第7号) 略歴書（浄化槽管理士）	所属する管理士全員分
申請者の登記事項証明書	申請者が法人の場合
申請者の住民票の写し	申請者が個人の場合
営業所の位置図及び所在地付近の案内図	
浄化槽管理士免状の写し	所属する管理士全員分
浄化槽管理士の住民票の写し	所属する管理士全員分
浄化槽技術管理者の資格を有することを示す書類	501人槽以上を受託する場合のみ
営業区域に係る浄化槽清掃業・浄化槽汚泥の収集運搬業許可証の写し	自社又は業務提携先のもの

(5) 兼任承認制度

県条例では、浄化槽保守点検業者は県内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置くこととされていますが（県条例第10条第1項及び第2項）、受託する基数が少ない*など相当の理由がある場合は、他の営業区域を専任とする浄化槽管理士に当該営業区域を担当させることができます。

このような場合には、浄化槽管理士の兼任承認申請が必要になります（県条例施行規則第10条第1項）。

※受託基数が少ないとは、1つの営業区域の受託基数が概ね100基未満である場合を指す（県条例施行規則第10条第2項）。

(6) 更新手続き

登録期間の満了後も引き続いて浄化槽保守点検業を営む場合は、更新登録の手続きが必要です。有効期間満了の2ヶ月前から申請を受け付けます。

なお、登録事項に変更がある場合は、変更届出を済ませてから更新登録申請を行ってください。

(7) 書類の提出先等

正本1部、副本1部を主たる営業所を所管する地域振興局健康福祉（環境）部等へ提出します。

3 県条例に基づく登録事項の変更届

登録申請書の記載事項に変更があった時は、変更の日から30日以内に知事にその旨を届けなければなりません（届出には手数料はかかりません）。

変更事項	添付資料
商号・名称・氏名（法人の代表者）及び住所	誓約書 略歴書（代表者） 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は住民票の写し
営業所の名称及び住所	器具明細書 営業所の位置図及び所在地の案内図
法人の役員	誓約書 略歴書（役員） 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
浄化槽管理士の氏名、免状交付番号、営業区域	略歴書（浄化槽管理士） 浄化槽管理士免状の写し 浄化槽管理士の住民票の写し
業務提携先	業務提携証書 浄化槽清掃業・浄化槽汚泥の収集運搬業許可証の写し

4 新潟市の条例に基づく登録手続等

(1) 市条例の概要

新潟市内を営業区域とする場合は、市条例に基づき登録申請手続を行います。市条例に基づく登録要件等は、県条例とほぼ同じ内容となっています。

(2) 提出先等

新潟市役所（環境対策課水質係）へ1部提出します。